

9
8
7
6
5
4
3
2
1
0

周報

第十七號

昭和十二年十月二十日

並行本部事件

○紀元節御下賜金に就て

(海軍省海軍軍事普及部)

○海上戦闘力に就て

(國際時事解説)

(外務省情報部)

○暴露された蘇聯の

官報附錄

週報

昭和十二年十月一日第一回水曜日發行 第十六號

(本書の大さは固定規格A5判)

五
錢

所	申	定
内閣印刷局發賣掛 電話九ノ内二五一九 振替東京一九〇〇番	一部 一年(前金) 二四四十錢 一年(外國牌依地 面四十錢)	五 錢 要不料送
全國各地官報販賣所	一ヶ年分未滿配差御希望の方は一部五錢の割合を以て前金を添へ御申込み下さい。	
東都書籍株式會社 東京九三五〇番 最寄書店・驛賣店		

官報附錄週報別刷	
編輯者 情報委員會	昭和十二年二月三日印刷發行
印 刷 者 内閣印刷局	東京市麹町區永田町 内閣總理大臣官舎内

刊行の趣旨

政府の行はうとする政策の内容や意圖を廣く一般國民に傳へて其の正しい理解を求め、公正な輿論の聲を聞き、又法令の趣旨や内容の普及を圖り、其の他政府の各種機關に依つて得られる内外の情勢、經濟學術藝等に關する資料を公表して、政府と一般國民との接觸を緊密にし、公明な政治の遂行に寄與しようとするものである。

▽週報各號掲載事項抜萃

- | 號數 | 一 | 二 | 三 | 四 | 五 | 六 | 七 | 八 | 九 | 一〇 | 一一 | 一二 | 各號 |
|----------------------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| ▼皇室の御近狀 | 一 | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| ▼海運國策に就て | 二 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| ▼新春を迎へて國民諸君へ | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| ▼義務教育年限の延長 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| ▼義務教育の要領 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| ▼關稅制度改革の要領 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 三 | 二 |
| ▼農村經濟更生と特別助成 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 二 |
| ▼陸軍軍備の本格的充實 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 四 | 二 |
| ▼燃料國策に就て | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 二 |
| ▼小學校教員俸給の道府縣負擔 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 二 |
| ▼滿洲移民の現況と其の將來 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 五 | 二 |
| ▼法制化された方面委員制度 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 六 | 二 |
| ▼航空國策に就て | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 二 |
| ▼思想犯保護觀察制度の實施 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 七 | 二 |
| ▼國民健康保險制度の要旨 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 八 | 二 |
| ▼來年の豫算 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 二 |
| ▼國際觀光事業の一般趨勢 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 二 |
| ▼羊毛工業の現在と將來 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 九 | 二 |
| ▼金融機關を語る | 一〇 | 二 |
| ▼第七十四帝國議會に於ける國務大臣の演說 | 一一 | 二 |
| ▼第十六號 | 一一 | 二 |
| ▼治水の根本策 | 一二 | 二 |
| ▼英伊地中海協定と歐洲の風雲 | 一二 | 二 |
| ▼第七十四帝國議會に於ける國務大臣の演說 | 一二 | 二 |
| ▼列國の原料資源 | 一二 | 二 |
| ▼我國の結核死亡率と乳兒死亡率 | 一二 | 二 |
| ▼西安クーデターの全貌 | 一二 | 二 |

紀元節制定の由來 文部省(一)

紀元節御下賜金に就て 海軍省海軍軍事普及部(七)

海上戰鬪力に就て 海軍省海軍軍事普及部(七)

——(國際時事解説)——

暴謲された蘇聯の並行本部事件 外務省情報部(三)

本誌より轉載の場合は「週報」
に依る旨を明記し情報委員
會宛三部送付せられたし

紀元節制定の由來

文 部 省

皇祖天照大神が皇孫にこの國土を授けたまひ、皇孫降臨したまゝから、御三代の間、日向に於て
靜かに正しき道を養ひたまゝのであるが、神武天皇に至つて、更に皇都を大和に奠めて、天業を恢
弘したまゝのである。爾來我が國運は、天皇御統治の下に益々隆昌に赴いたが、社會の推移と思想
の變遷は、圖らずも武家政治を將來して、變應の政體を七百年も持續するに至つたのである。然し、
江戸時代に於ける文教の隆盛は、遂に古史古典の研究に及びに至つて、始めて國體の本源を明徴に
し、武家政治の國體に戻れる所以を悟り、こゝに尊皇の思想が勃興して、王政復古の唱道となり、將
軍慶喜も亦大義を重んじて、斷然大政を朝廷に奉還し、再び國體の正しき姿に立歸つたのである。而
もその復古は、神武天皇御創業の王政に復して、皇威を中外に宣揚すべきであるとの論は、夙く岩倉
具視の睿玉松操等によつて唱へられ、世論遂にこゝに歸趨して、明治維新の大業が成るに至つたので
ある。されば、慶應三年十二月九日王政復古の大號令を發したまひ、「諸事神武創業之始ニ原キ縉紳武
辨堂上地下之無別至當之公議ヲ竭シ天下ト休戚ヲ同ク可被遊観慮」と仰せ出されたのである。

それ故、明治の御一新は、全く神武天皇御創業の始に基いて、庶政を革新されたのであるから、この御精神の下に、著々新政の進むに従つて、まづその名義を正し、こゝに我國の紀元を定めらるゝこと、なつた。即ち明治五年十一月、從來の大陰曆を廢して太陽曆を頒行するに當り、太政官布告をして、神武天皇の御即位を以て紀元と定むる御旨を宣し、その二十五日、吹上御苑内に遙拜所を設けられ、神武天皇の御祭典を舉げ、在京の文武百官、禮服を著用してこゝに參拜したのである。翌く六年一月、今迄の五節供を廢止すると共に、新に神武天皇の御即位日を天長節と共に、國家の祝日と定められ、その三月七日に、その御即位當日を紀元節と稱する旨を布告せられ、愈々神武天皇御即位の辛酉ノ年正月元日を太陽曆に換算して、二月十一日を以て紀元節を定めて、明治七年の本曆より曆に上すこととなり、こゝに二月十一日の紀元節が、國家の祝日として、全國民の慶賀するこよなき日出度い日となり、今や四大節の一として大切な記念日となつて居るのである。

かくて、紀元及紀元節が制定せられてから、皇紀が公けに用ひらるゝ外、民間刊行の史書その他の載籍にも、皇紀を用ひる事が行はれ、又紀元節を期として、種々の行事が舉げられたが、中にも紀元二千五百四十九年明治二十二年二月十一日の紀元節當日、御新造の東京宮城正殿に於て、萬古不磨の大典たる欽定大日本帝國憲法の御發布があつた事は、國民の齊しくその聖恩に感激し、永久に忘るべからざる一大盛事である。惟ふに、世界東西國多しと雖も、一國の紀元を第一代の君主の即位に置

き、その即位日を紀元節とするが如きものは、何處にも見當らないのである。かくの如きは、實に我國の様な、皇祖天照大神の神勅に基いて、萬世一系の天皇が天壤無窮に統治したまづ國體に於てのみ、始めて可能であるので、我が國體の世界に無比なる特色も亦こゝに見られるのである。遡つて考ふるに、神武天皇は、今より二千五百九十七年前の二月十一日、いとも莊嚴なる御儀を以て御即位式を檍原ノ宮で舉げさせられ、始めて第一代の天皇として天つ日嗣の高御座に即きたまゝてから、頗る宏大なる規模を以て、皇祖の天業を恢弘したまうたのであるが、明治維新以來の復古精神は、即ちこの皇祖皇宗肇國の大精神によるのであるから、爾來國運の彌々隆昌にして、今日の如き皇國の大をなした所以も亦こゝに基くのであらねばならぬ。されば、この國家の大記念日に際しては、國民舉つて寶祚の無窮を祈り奉り、國家の隆盛を祝福すると共に、遠く皇祖皇宗肇國の昔を敬慕して、肇國の大精神を奉體し、古來一貫せる國民精神を發揮し、以て臣民翼賛の誠を致すことを誓はねばならぬ。

紀元節御下賜金に就て

皇室が常に被伴者に對して憐憇の情を垂れさせ給ふことは今更申上る迄もない。即ち天變地異に際し、或は凶穢に遭ひ若くは疫病等にて民の疾苦するに當つては勿論、當時に於ても不幸なる窮民に對しては時々御救恤を仰せ出されてゐるのである。

之は「天下億兆一人モ其處ヲ得サル時ハ皆朕カ罪ナレバ」と仰せられたのに基くもので、此の有難い聖旨は更に明治二年八月二十五日の詔に明示せられてゐるのである。
朕登祚以降海内多難億兆未タ綏寧セス加之今歲澁雨農ヲ害シ民將ニ生ヲ遂ル所ナカラントス朕深忱惕ス依而躬ラ節儉スル所有テ以テ救恤ニ充ントス主者施行セヨ
即ち我けれども、陛下御躬ら御節約を遊ばされて之を救恤に充てよと仰せられ給うたのである。此の大御心の現はるゝ處或は特旨に依る賜金となり、或は國際慈善賜金となり或は災害地御救恤となり又は紀元節の御下賜金となるのである。

紀元節御下賜金の發端は大正十年二月十一日、内務省所轄の私設優良社會事業團體に對する御下賜

を以て其の始と爲してゐる。内務省は明治四十一年度以降各種の救濟事業中、其の成績の優良なるもの又は社會的に必要なるものに對して助成金を交付し來つたのであるが、當時即ち大正十年頃に於ての社會狀態は救濟事業の整備改善を要すること愈々切實なるものあるに鑑み、一層獎勵の要あるを認識し、豫ての御聖旨に副ひ奉らんことを期したる際、畏くも大正十年二月十一日の佳節に當り内務省所管、文部省所管の兩社會事業團體二百七十に對し、總額金三萬八千五百五十五圓を下賜せられたのである。而して翌十一年に於ては總額金九萬二千五百圓、二百十三團體に及んだのであつた。
更に翌十二年には御下賜金は司法保護事業にも及び、又朝鮮總督府、臺灣總督府、樺太廳、關東廳所管の外地各種社會事業に、昭和四年には南洋廳所管の社會事業にも賜金を拜することになつた。

尙、内務省所管の社會事業、並に外地社會事業は養老、育児、救療、隣保、窮民救助、宿泊保護、貧兒教育、生活扶助、授産、職業補導、職業紹介、少年教護、異常兒保護、勞務者共濟、病者慰安、社會教化、不具者再教育、其他各種の救濟事業等であつて、文部省の所管に屬するものは主として、盲啞事業である。又司法省に屬するものは主として司法保護事業であつて、改過遷善の更生に進むしめんが爲の事業であるが、近年は少年保護事業に對するものが特に注目に値するものである。遞信省に屬するものとしては海員の救濟事業に關するものであつて、其の使命とする處は重要性を帶びてゐる。

今年の紀元節御下賜金は次の如くである。

所管別	賜金額	團體數
内務省	三、八〇〇	一六
司法省	九八、一〇〇	三九七
逓信省	五二、五〇〇	二二一
文部省	五〇〇	三
拓務省	一二、八〇〇	五一
	一七、三〇〇	一一九

以上合計七百九十八團體、總額金十九萬五千圓に及ぶもので、聖旨の宏大なる唯、感激に堪へぬ次第である。

(宮内大臣官房總務課)

海上戦闘力に就て

海軍省海軍軍事普及部

一 海上戦闘力の要素

海上戦闘力は人的と物的の二大要素から成ると觀念せられる。

人的要素は軍紀、士氣、攻撃精神、堅忍不拔の精神、犠牲的精神等の精神力と、戦略、戦術及大砲射撃、魚雷發射、通信、艦船運用、機關操縦の技術等の術力とから成る。

物的要素は艦船の船體、兵器、機關及航空機等の具體的勢力である。

而して人的要素と物的要素とは相互に依存するもの即ち

$$\text{總國力} = \text{人口} \times \text{經濟力} \times \text{軍事力}$$

の關係にあるもので、如何に物的要素が整備しても人的要素に缺けて居つては猶に小判であり、反対に物的要素が貧弱である場合には人的要素が著しく卓越して居らない限り勝つことは困難である。

二 精神力

相撲や柔道、剣道又は庭球、野球等に於て試合者の精神状態が悪いと、固くなつたり怖氣づいたりし

て日頃の技術を發揮出来ず思はざる不覺をとつたり、又は日頃練習の時は互角の腕前の者であつても試合のときは攻勢に出たものが勝つと言ふ様なことは常に吾々の見たり経験したりするところである。

戦闘に於ても正に斯の通りで、精神力に缺くるところがあれば、數萬の平氏の大軍が富士川の水鳥に驚いて潰走したり、バルチック艦隊が北海で英國の漁船を日本の奇襲部隊と間違へて砲撃したり、八月十日の黄海海戦から遁走した露艦チャナが西貢に入港せんとする際偶、港口から出て來た佛國の一小艦を見て蒼惶として降伏の信号を掲げた様な醜態を演ずることとなる。反対に日清戦争の黄海海戦に於て定遠、鎮遠といふ當時に於ける世界有数の堅艦を有する北洋艦隊と戦つて我が艦隊が大勝を博したのは「未だ沈まずや定遠は」の勇敢なる水兵と同じ様な精神力を全軍の將士が持つて居つたに依ることは見逃せないところである。又日本海海戦に於ては、我軍が頭に陛下の御威儀を戴き東郷司令長官を中心として全軍の將士が必勝の意氣に燃えて居つたのに對し、バルチック艦隊では主將ロゼストウエンスキー提督は部下の信頼を得ず、將士の士氣沈滯して居つたのも其の勝敗を決する一大因子であつた。日本海海戦後馬尼刺に遁竄したエンクイスト少將は戦後

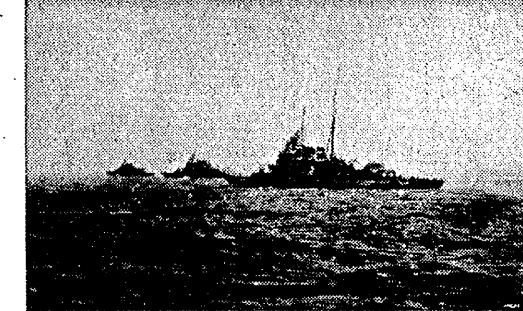
「機械の前進を命ずると部下は宣しと復命するが機械は依然として停止の儘である、……要するに予の命令は事實上一つも實行されて居らぬ」

「五月二十七日夜、予は主隊に續航すべきことを充分命じて置いたにも拘らず何が何だか一切判らぬうちに觸接は失はれてゐた。仍て浦鹽に向首を命じた、命令通り致しましたと言ふ程もなく彼等

は突然馬ニ刺に行きましたと言ひ出した」と述懐して居る様な話もある。

砲彈雨飛の下で、僚友は傷つき或は殞れ、甲板は鮮血に彩られるといふ様な慘澹たる状況に在つて、沈著以て各自の部署を守り其の職責を遂行して一艦としての戦闘力を十二分に發揮し、又は全軍の勝利の爲に自艦又は自隊の大なる損害をも物ともせず奮戦し、全軍一體となつて敵に打突かつて攻克を致し得るものは、實に旺盛なる士氣、嚴肅なる軍紀、燃ゆるが如き攻撃的精神性、確固たる堅忍不拔の精神、崇高なる犠牲的精神等の精神力に因るものである。

尙精神力に付て一言附け加へて置きたいことは主將の精神力が全軍の精神力の核心を爲すといふことである。日本海海戦の前、東郷司令長官は上京して明治天皇に拜謁し、御下間に對し誓つてバルチック艦隊を撃滅すべき旨を力強く奉答せられた。此の偉大なる東郷司令長官の精神力は「敵艦見ゆとの警報に接し聯合艦隊は直に出動之を撃滅せんとする……」(參謀の書いた原案は「……之を撃滅せんとする……」とあつたのを長官自ら筆を執つて撃滅に訂正せられたものである)の海戦第一報として表はれ、更に敵前十六點方向變換といふ何所の戦術書にも書いてない大英斷となつて表はれ、戦を彼の大勝に導いたのであつた。一方ロゼストウエンスキー提督はと言へば、會戦前の命令に「第一驅逐隊の各艦は終始各旗艦に分隨し旗艦が損傷傾斜して運動の自由を失ひたときは之に接近し提督副提督、幕僚を移すべし」とあり、又同提督負傷後の謔言に迄「北二十三度東」(浦鹽への針路)を言つ



て居つたといふ様な譯で、進んで日本艦隊を破らんとする意氣に見るべきものが無い。

歐洲大戦に於て聯合軍の頽勢を挽回した佛の名將フォッシュ元帥は如何なる苦境に立つても悲觀せず希望を棄てざる人で、部下の將軍連より其の苦戦の報告を受くる

都度之を刎ねつける當套語は「獨兵はもつとそれ以上だ、攻撃せよ」と言ふのであつた。

ネルソンが優勢なる敵と會戦を豫期した場合次の様なことを言つて居る。「艦長にして信號を了解し得ざる場合には須らく其の艦を敵艦に横附せよ、然らば則ち大過なからん」と。

一八六六年のリッサの海戦に付て見るに、伊將ベルサノは政府に對して「予の要求せるところを送られざれば予は何事も爲し得ず」と演言を述べて居るのに對し、換將テグトフは「出来る丈けのものを送られ度、予は何とかすべし」と言ひ、「白いものを見たら衝突しろ」と言ふ命令（當時の伊艦は白塗であつたので伊艦を見たら衝角で突き沈めよの意である）を下して全軍結束優勢なる伊軍を擊破したのであつた。其の他、例は幾らもあるが之等の例は何れも指揮者の器量の如何が勝敗を決する最も重要な要素であることを示して居る。

以上述べたところに依り精神力が勝敗を決する上に如何に重要な役割を爲すか了解せられたことと思ふが、尚、以上述べた例に付て、戦は負けた時に負けたものでなく、戦意を失つた時は既に戦はざるに負けて居ることを善く看取せられたい。敢て戦争に限らず、世間萬般のことは必ず成るの信念あれば成功するが、此の信念が無ければ出来ることも出來ない。帝國の前途益々多事多難ならんとする今日、我々國民は必ず前途の國難を打開して天壤無窮の國運を扶翼し奉るといふ心構へが特に必要ではあるまいか。

三 術 力

日露戰爭開戦當時に於ける兩國の海軍勢力を頃數で比較すると

日 本 二四六、二三三

露 國 三二八、一七四（黒海艦隊を含まず）

で日本は露國の七割五分であつた。然し露國は其の艦隊を歐洲と東亞に分在せしめて居つたから、東亞に於ける勢力は我が海軍兵力の約七割五分であつた。而も此の兵力を旅順と浦鹽に分散して居つたから、我が聯合艦隊は全兵力を旅順と浦鹽との間に置いて常に優勢を保持して之等東亞に在つた露國海軍を全滅し、次いでバルチック艦隊の回航が遅延して居る間に我が海軍は艦船兵器機関の修理を完成し、更に乗員の猛訓練を行つて、同艦隊を日本海に全滅せしめた。之は戰略に於ける彼の術力が拙

劣であつたのである。

日本海海戦に於て、バルチック艦隊が戦闘に適せない並陣列を執つて居つたに對し、我が艦隊は單縦陣を以て第一第二兩艦隊は相連繋して常に敵の先頭を壓し丁字を書きつゝ、其の他の諸隊は主力部隊に呼應して、全軍結束絶大なる攻撃力を發揮したのは戦術に於ける我が術力が優れて居つたのである。

又同海戦に於て兩軍の砲力を比較すると

日 露

皮相の砲力 一〇〇 七八

射撃速度を加味せる砲力 一〇〇 二六

更に命中率を加味せる砲力 一〇〇 一三

となつて居り、私は彼に比し射撃速度に於て三倍、命中率に於て二倍して居つたのである。之があの大勝を得た主要なる原因の一であつた。之は我が乗員の戦闘に於ける術力が大いに優つて居つたのに依るもので、東郷司令長官の聯合艦隊の解散の訓辭にある「百發百中の一砲は能く百發一中の敵砲百門に對抗し得」とは正に之を指すのである。

即ち如何に數的に優勢なる兵力を持つて居つても、如何に優れたる艦船、兵器、機關を持つて居つても、肝心の將兵の術力が十分でなければ其の全能を發揮することは出来ない。我が海軍が戰技に演習に常に戦略戦術の研究演練に努め、或は寒暑を厭はず激浪を物ともせず、日夜猛訓練に勵んで居る

四 物 的 要 素

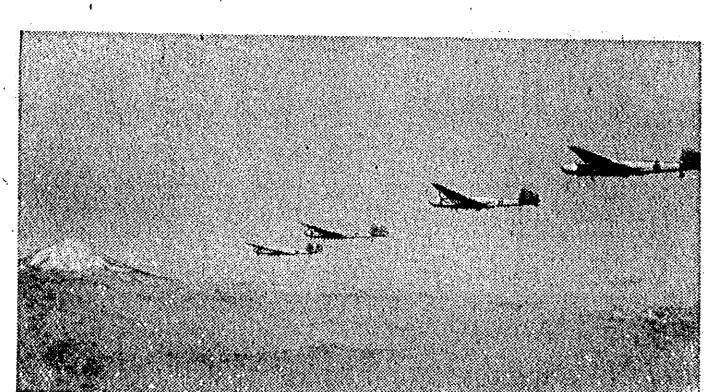
海上戦闘力の物的要素は、各個艦の人的要素を含まない戦闘力と其の數である。

のは、彌が上にも我が術力の向上を圖らんとするものである。我が海軍は訓練用の費用が潤澤でないので、一發の弾も一滴の油も忽諸にせず、一度艦隊が作業地に入ると、晝となく夜となく訓練又訓練で、土曜日曜などは問題外で「月月火水木五金」を艦隊暦と稱せられて居る程である。又一般的國民は海上勤務の冬の寒さは想像して居らるゝが、夏の暑さは知らない人が多い様である。之は鐵の筐を作つて徑三〇粂位の窓を一つか二つ開けて之を夏の日光の直射の下に置き、其の中に入つて居るのを考えたならば大體想像がつく。況んや窓のない砲塔内や機艤科の訓練にてをやである。併し乍ら、我が海軍の將兵は斯かる肉體的の苦は意とせず——尤も海上生活には陸上の人との經驗することの出来ない愉快なる反面も多々あるが——訓練の最高調點たる實彈射撃、魚雷發射、全力運轉、演習等にて將兵は、下着まで新しく代へて從事すると言ふ様な質戦と同様な心構へで臨み、又は肉親の計に接しても敢て歸省を願出でないと言ふが如き真摯なる態度を以て訓練に從事し、我が海軍の物的要素の不足は人的要素を以て補ひ、総合的に我が海軍力の優勢を致して、國防の完璧を期し、國家繁盛の推進力と爲り、以て上　陛下の御信任に應へ奉り、又國民各位の期待に反かざらんことを念願として居るものである。

一つの軍艦の人的要素を含まない戦闘力は、大砲、魚雷、航空機等に依る攻撃力と、装甲、防水防火装置等の防禦力と、速力、航続力等の運動力と、無線通信、信號等の通信力の四大要素——専門的に見れば尙居住の方面の要素もあるが——から成つて居る。而して或る一定の噸數に於ては攻撃力を大きくすれば大砲や魚雷に大きな重量を取られるから、装甲を薄くするとか、機關を小さくするとかせねばならないから防禦力や運動力が減つて来るし、運動力を増せば機關、燃料に大きな重量を取られるから自然攻撃力や防禦力を小さくせねばならぬこととなる。戦闘力の各要素は斯様な相関關係を持つて居るから一艦の噸數は以て個艦の有形的戦闘力を比較する一の基準となり得るものである。

但し右の關係は同一艦種に付て言ひ得るものであつて、三萬噸の戦艦と三萬噸の航空母艦との戦闘力を比較することは、鷹と虎と孰れが強いかといふ議論と同じことであり、三萬噸の戦艦一隻と一萬噸の巡洋艦三隻とは孰れが強いかと言ふ様なことは、時と場合に依つて相違があつて一概に其の優劣を論ずることは出来ない。

ところで海上に於ける作戦行動の單位たる艦隊は各艦種が集つて成るものである。戦艦は他の艦種の及び得ざる大攻撃力を其の優越せる特性があり且速力こそあまり大でないが航続力が非常に大きいので、之が艦隊の主兵力であることは勿論であるが、之に耳目手足とも言ふべき航空母艦——之は近時



航空機の發達に伴ひ戦艦と共に主兵力の一部たるの性質を多分に帶びて来て居る——及巡洋艦、駆逐艦、潜水艦等の補助艦並に補給其の他の任務に服する特務艦が缺けて居つては、其の艦隊は不具に等しく艦隊としての威力を充分に發揮することが出来ない。之は上海事變當時の米國艦隊——主力艦、航空母艦は優勢であつたが、補助艦の勢力が不足してゐた——が善き實例を示して居る。即ち艦隊としては、尙之を押し廣めて考へると一國の海軍兵力と言ふものは、適當なる割合を以て整備せられて居ることを必要とする。此の考へ方よりすれば、一の艦隊乃至は一國の海軍兵力といふものは其の量の大小を以て勢力の一面の比較を爲し得るもので、戦闘力の物的要素計量の概念的基準を爲すものである。

五 海上戦闘に於ける兵力量の地位

然らば兵力量は海上戦闘の勝敗と如何なる關係があるか、近代の海戦に付て之を見ると大體次の通りである。

主要海戦對抗勢力比率一覽表

海戦名		海戦年		交戦國		總排水量		比率		勝敗	
リッサ沖海戦	一八六六	露	日	五九九四四	六九	一八四三二	一〇〇	勝	一〇〇	勝	一〇〇
豊島沖海戦	一八九四	露	伊	八一四三二	一〇〇	一一一〇六	一〇〇	敗	一〇〇	敗	一〇〇
リッサ沖海戦	一八九四	日	四二五〇	三八	一〇〇	一一一〇六	一〇〇	勝	一〇〇	勝	一〇〇
豊島沖海戦	明治三七	日	三八	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗	一〇〇	敗	一〇〇
黄海海戦	同	清	五九六八四	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗	一〇〇	敗	一〇〇
米西戦争	一八九八	西	五九五三〇	一〇〇	敗	一〇〇	一〇〇	勝	一〇〇	勝	一〇〇
黄海海戦	同	日	五九六八四	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗	一〇〇	敗	一〇〇
日本海海戦	明治三八	英	二八九〇〇	八七	全敗	一〇〇	一〇〇	勝	一〇〇	勝	一〇〇
日本海海戦	明治三九	日	二〇四五七	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗	一〇〇	敗	一〇〇
北海海戦	大正一五	獨	一三三四〇〇	五〇	全敗	一〇〇	一〇〇	勝	一〇〇	勝	一〇〇
ド沖海戦	大正一六	英	一三三四〇〇	六六	敗退	一〇〇	一〇〇	攻勢	一〇〇	攻勢	一〇〇
ド沖海戦	大正一五	獨	一三三四〇〇	五八	退却	一〇〇	一〇〇	退却	一〇〇	退却	一〇〇
ジャットラン	一九一六	英	一三三四〇〇	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗退	一〇〇	敗退	一〇〇
バッカー	一九一六	日	一三三四〇〇	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗退	一〇〇	敗退	一〇〇
蔚山沖海戦	明治三七	露	九九四九〇	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗退	一〇〇	敗退	一〇〇
蔚山沖海戦	同	日	九九四九〇	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗退	一〇〇	敗退	一〇〇
八月十日海戦	一九〇四	西	二八〇〇〇	五八	敗	一〇〇	一〇〇	勝	一〇〇	勝	一〇〇
蔚山沖海戦	同	日	九九四九〇	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗退	一〇〇	敗退	一〇〇
八月十日海戦	明治三七	露	九九四九〇	一〇〇	勝	一〇〇	一〇〇	敗退	一〇〇	敗退	一〇〇

前掲の表に於て、前にも述べた塊将テグトフの勇猛果敢なる攻撃に依り優勢なる伊國艦隊を破つた

リッサの海戦の外、夫れ以後の海戦に於ては劣勢を以て優勢に勝つた戦例はない。又我が海軍の關係

ある豊島沖海戦、黄海海戦、八月十日海戦、蔚山沖海戦、日本海海戦は孰れも頗る見れば常に我軍の方が多いことは、一般の人があまり注意しないところであらう。

然し前掲の表は戦場に相會した兵力を示すもので、各國の海軍の全兵力を示すものでないから、劣勢兵力の國の海軍は優勢兵力の國の海軍に勝つ能はずと言ふ證明にならないこと勿論である。日清、日露兩戦争共我が海軍の全兵力は夫々清國、露國よりも遙に劣勢であったが、二、精神力、三、術力の項に於て述べた様な我的要素に依りあの戦勝を齎したのである。又從來の戦例が相會する兵力の中大なる方が勝つて居るからとて、將來も斯くあるべしとは断言出来ない。殊に黄海海戦に於ては、頗るこそ日本の方が清國より大きかつたが、其の内容に於ては當時其の優勢を以て日本は勿論世界海軍を睥睨して居つた清國の定遠、鎮遠に對し、我が海軍は之に匹敵するものを持たなかつたと言ふことを考へるならば、同海戦は寧ろ劣勢を以て優勢に勝つたものと見るのが至當である。又日本海海戦に於て假にバルチック艦隊が逆に我が艦隊より優勢であったとして術力のところで述べた人的要素を加味した砲力の比較をして見ると

皮相の砲力

射撃速度を加味せる砲力

更に命中率を加味せる砲力

日
露
七八
一〇〇〇
三三三
一六六

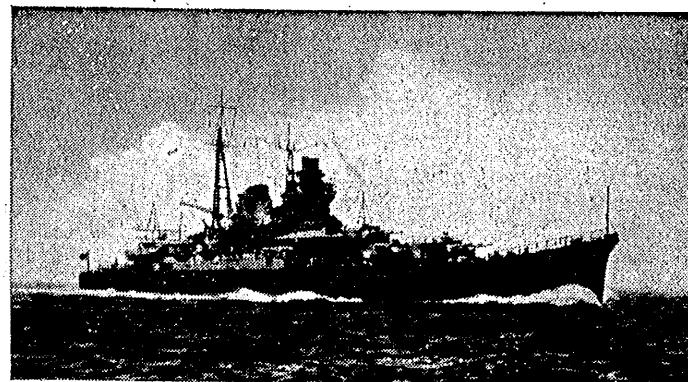
となり、矢張り我の勝利を豫想し得る。

故に人的要素を考へるときは劣勢兵力を以て優勢兵力を勝ち得る——之が人的要素の重要な所以であるが——ことは勿論であるが、同時に兵力が海上戦闘の勝敗を左右する重要な因子であることは否み得ざることころである。殊に近代の海軍は各方面に於て進歩した結果、移動集中が大いに迅速となり且將來益、迅速ならんとして居り、海軍の専門家が種々の角度から研究したところに依ると、全艦隊を擧げて渡洋し或る方面に兵力を集中すると言ふ様なことは以前より餘程容易となつて居る。又將來の戦争に於ては日清、日露の兩戦争に於けるが如く敵が我より人的要素に於て著しく劣つて居るべしとは斷定出来ない。斯う言ふ様なことを考へると海戦に於ける兵力の地位は益々重要性を増大すると言ひ得る。

之が帝國が華府、倫敦兩條約を廢止した大きな理由であり、又主力艦の代換を始め艦船、兵器の整備を今日の急務とする所以もある。海軍は人的要素の向上に全力を盡して居る。然し人的要素の優越にのみ恃んで物的要素の整備を忽諸にするのは所謂「敵の來らざるを恃む」底の軍備であつて兵家の執らざるところである。又斯かる多分の危険性を包藏する軍備、萬一の場合國防上取返しのつかぬ破綻を生ずる處あるが如き不完全なる軍備は其の存在の意義を大いに減殺せられる。軍備は如何なる場合に於ても國防の完璧を期し得るもの即ち「我の待つあるを恃む」底のものであつて始めて有事の際にあつては勿論のこと、平時に於ても戦争を未然に防止し又は國家隆盛の推進力なり得るのである。

六 兵力量の内容

即ち海軍としては、人的要素の向上に全力を盡すと共に、其の卓越せる人的要素と相俟つて國防の完璧を期し得るに必要な物的要素即ち艦船、兵器等を整備することは、現下の情勢に於て帝國の第一義的要求であると信ずるものである。



上海に戦闘力にて就く

一艦の戦闘力は大なる程よいことは自明の理であつて、従つて一定の順數に於ては各種の裝備を優秀ならしむることが要求せられる。即ち各國とも艦船に兵器に現代科學の粹を集め、種々の新機軸を案出し、個艦を優勢ならしむる爲に白熱的の競争を爲しつゝある。其の結果は現代の軍艦は、一萬噸の淺間級と同じ一萬噸の那智級を比べて見れば判る様に昔の軍艦に比し格段の進歩を爲して居るが、同時に順當りの建造費が著しく高價となるのは止むを得ないところで、且將來益々高價となるであらう。

次に前に述べた如く各國は個艦の優勢を自指して白熱的競

争をやつて居るが、或國が何か新機軸を出すと他の國は之に對應する手段を講ずることは當然生起する事態である。ところで新機軸を出しでも之に對抗する方法が案出せられては折角の個艦の優勢も大いに減殺せられることとなる。

又個艦の戦闘力の攻撃、防禦、運動、通信、居住の各要素は互に相關關係に在ることは前に述べたが、然らば或る艦種に於て何の要素を重要視するかは各國海軍固有の要求に依つて違ふ。例へば渡洋作戦を重要視する米國海軍に於ては運動力・航續力を重要視し、遠く本國を離れて活動する機會の多い英國の艦船は居住の點に大いに考慮が拂はれて居るといつた具合である。(帝國軍艦が他國の軍艦に比し攻撃、防禦、運動、通信各要素に勝つて居ることは、困苦缺乏に耐へ得る我が國民性に依り居住方面を必要な最小限度に止めて總て戰闘本位に造つてあるからで、外國の軍艦が調度其の他豪澤なもの用ひ、「ホテル」へでも行つた様な廣い室や立派な酒保があつたりするに對し、我國の軍艦で絨氈を敷いてあるのは聯合艦隊司令長官の室のみであるのを對比すれば其の一端を覗ひ得ると思ふ)従つて逆に各艦の裝備の具合を見れば其の海軍が如何なる兵術的考へを持つて居るかを推定出来るものである。更に之等の特徴を持つて居る各艦種を何隻建造し、如何なる艦隊を編制するかを見れば、其の海軍は如何なる作戦に出るかを推定し得るものである。

我が海軍が如何なる建造を爲すかは國民各位の大いに知らんと欲するところであらうが、今述べた様な理由で海軍軍備は之を祕密に保つ必要があるので或る程度以上公表する譯に行かぬ。此の點特に國民各位の理解を要望する次第である。

七 結 言

海上戦闘力の研究は廣大なるもので之を一朝一夕に説明し得るものに非ず、茲に述べたところは極く概念的なものに過ぎないが、本年より無條約時代に入り、各國夫々建艦に乗り出さんとして居る此の際、國民各位が此の概念を以て各國建艦の事態を正しく認識せられんことを希望するものである。

暴露された蘇聯の 並行本部事件

外務省情報部

一 キーロフ暗殺事件

目下世界の注目を集めて居るモスクワの並行本部事件は、去る一九三四年十一月のキーロフ暗殺事件に端を發し、翌年一月の合同本部事件から昨年八月のジノヴィエフ及カーメネフの陰謀事件の暴露となり、更に今回の並行本部事件にまで發展したのであるが、遠く遡れば一九二九年のトロツキー追放事件以前に由來して居るのである。

一九三四年十二月一日、ソヴィエト聯邦共産黨中央委員會政治局員兼聯邦中央執行委員會幹部會委員として黨内に重きを爲し、スターリンの後繼者と稱せられレーニングラードの黨探題として光つてゐたキーロフが、レーニングラードのスマルニイ會館で暗殺された。そしてこの事件からソヴィエト政權の重要な幹部に對する組織的なテロ計畫が暴露し、レーニングラード州で三十九名モスクワ州で三十二名が陰謀關係者として檢舉され、十二月一日中央執行委員會に於て決定公布された死刑即決令に

よつて處斷された。

キーロフ暗殺の犯人ニコラエフ以下一味十四名は十二月二十九日公判に附された結果、同じく死刑即決令によつて全部銃殺に處せられたのであつた。この事件の内容は公訴狀には「キーロフ暗殺事件審理の結果、舊ジノヴィエフ反対派の殘黨が依然地下運動を續け、一味はレーニングラード本部なる結社を組織し、ソヴィエト政府首腦に對するテロ手段によつて現政府を破壊し政府の方策を所謂ジノヴィエフ・トロツキー綱領の精神に轉向させようとした。而も一部諸外國からの武力干渉並に武装援助を誘導すべきことを期待し、被告ニコラエフはレーニングラード本部の斡旋によつて再三レーニングラード駐箚の某國領事を訪問し、武力援助の様式に就て打合を遂げた。またソヴィエト聯邦の事情に就き情報を同領事に提供して運動資金として五千ルーブルを受取つた」と書かれてある。

然しキーロフ事件はこれだけでは納まらず、更にトロツキー派とジノヴィエフ派の合同本部がモスクワに設けられて居ることが發覺し、革命の元勳であり蘇聯邦政府の巨頭であるジノヴィエフ、カーメネフ及元レーニングラードのゲ・ベ・ウ支部長のエヴドキモフ、バカエフの四人が檢舉され、キーロフ暗殺の犯人ニコラエフが銃殺された二週間後の一九三五年一月十五、六兩日に公判が行はれた結果、何れも證據不充分で銃殺の極刑は免かれたが、ジノヴィエフは懲役十年、カーメネフは禁錮十年、エヴドキモフは禁錮八年、バカエフは懲役八年の刑を宣言されたのであつた。

二 合同本部事件

然るに合同本部事件はその後ゲ・ウの嚴重な追求によつて俄然再燃し、昨年五月にトロツキー派及ジノヴィエフ派の合同本部を中心として、上記のジノヴィエフ、カーメネフ、エヴドキモフ及バカエフの他にトロツキーの下で赤軍の參謀長であつたムラチコフスキイ、元中央執行委員のスマイルノフを初めとして、テル・ヴァガニヤン、ドレイツエル、レインゴルド、ビツケル、ゴルツマン、ダヴィド、オルベルグ、ベルマン・ユリン、モイセイ・ルリエ、ナタン・ルリエ等十六名が陰謀事件の關係者として起訴され、蘇聯邦最高裁判所軍事部の公判に附せられた結果、ジノヴィエフ以下十六名全部が死刑の宣告を受け八月二十四日銃殺されたのであつた。なほトロツキー及その子セドフは蘇聯邦領内に於て發見次第逮捕の上追訴されることとなつた。

その他元職業組合書記長で國立出版所長であつた党中央委員候補トムスキイは事件の發覺の當時に自殺し、また元外務人民委員代理で當時林業人民委員代理であつたソコルニコフ、元國立銀行總裁ビヤタコフ、イズベスチャの外報部長ラデック、前聯邦人民委員會議長で現通信人民委員のルイコフ、イズベスチャ主筆のブバーリン、ジュルナル・ド・モスクワの主筆ラエフスキイ、元労働人民委員ウグラーノフ、元交通人民委員代理セレブリヤコフ等の多數も検挙されたが、九月九日、ブバーリン及ル

イコフは證據不充分で取調を打ち切つたといふことが發表され、また駐英武官アウトナ大將も一時は連絡ありと睨まれたが嫌疑が晴れたのであつた。

この事件の内容は、ジノヴィエフ、カーメネフ、エヴドキモフ、バカエフ等はキーロフ暗殺事件に對しては單なる政治的及道徳的の責任は負ふが刑事上の責任は無いと法廷を欺いて言ひ逃れたのであつたが、事實は彼等こそはキーロフ暗殺の中心人物であつたのである。即ち一九三一年頃からトロツキーはスターリン、ゾロシーロフの暗殺、軍隊内に同志網を作ること及戰争の場合には敗北主義を探すこと等の指令を與へ、その實行のためにテロリストを蘇聯邦領内に潜入せしめてゐたのであるが、一九三二年秋、政權獲得の目的の下に、ジノヴィエフ、カーメネフ、エヴドキモフ、バカエフ等のジノヴィエフ派と、スマイルノフ、テル・ヴァガニヤン、ムラチコフスキイ等のトロツキー派との合同が行はれ、その合同本部指導の下に、スターリン、ゾロシーロフ、カガノウイッチ、キーロフ、オルショニキゼ、ジュダノフ、コシオル、ボスツイシェフその他を暗殺するための特別テロ班を養成したのであつた。斯うした計畫の下に行はれたのがキーロフの暗殺であつたが、ジノヴィエフ、カーメネフ等はキーロフに次いで上記の各要人の暗殺を行ひ、モスコウ及レニングラードの兩市に於て同時に叛亂を起し、よつて國內を攪亂し、その間に現政權を顛覆しようといふ陰謀を企てたのであると、公訴狀には書かれて居る。

三 並行本部事件の内容

而もなほ事件は底知れず擴大し、合同本部事件は更に並行本部事件にまで發展したのである。即ちジノヴィエフ、カーメネフ等の合同本部に並行して同じくトロツキーの指導の下に、反幹部派の別働隊が並行本部を設け、同じく反革命の陰謀を企てゝゐたといふ事件が暴露され、合同本部事件當時及その後檢舉されたビヤタコフ以下十七名が事件の關係者として、本年一月十九日に起訴され、聯邦最高裁判所軍事部に於て一月二十三日から公判が開かれたのである。

事件の關係者は合同本部事件で檢舉された上記のビヤタコフ、ソコルニコフ、ラデック、セレブリヤコフ及シベリアに於けるトロツキー派の首領ムラロフ、元ソヴィエト礦業駐獨代表シエストフ、元交通人民委員部次長リヴィツィツ、元シベリア鐵道從業員ボグスラフスキ、元南ウラル鐵道局長クニヤゼフ、元重工業人民委員部化學工業局長ラタイチャク、元カメロヴオ化學合同企業建設主任ノルキン、元ベルム鐵道從業員ツーロク、元ゴルロフカ化學工場從業員ブーシン、チエツコスロヴァキア人のグラシエ、元クズネツ炭坑從業員ドロー・ブニス、同アーノルド、同ストロイロフ等である。

公判は二十三日から三十日に亘つて行はれ、外交團、外國新聞記者その他の傍聴を許した所謂公開の形式を以て開廷されたが、クニヤゼフ以下三名が夫々辯護士を附けただけで、他は辯護権を棄棄して居る。

たのであつた。二十八日に聯邦檢事ヴィシンスキイの論告が行はれ、被告等を敵國と通謀して賣國の計畫を爲し、日本に對しては日米戰爭の場合に石油を供給し、また日本の對支政策を妨害しないことを企てゝゐたと指摘して全部に對して死刑の求刑をしたのであつたが、三十日に判決が言ひ渡され、ビヤタコフ、セレブリヤコフ、ムラロフ、ドロー・ブニス、リヴィツィツ、ボクスラフスキ、クニヤゼフ、ラタイチャク、ノルキン、シエストフ、ツーロク、ブーシン、グラシエの十三名は銃殺、ソコルニコフ、ラデックは、禁錮十年、アーノルドは、懲役十年、ストロイロフは、懲役八年、トロツキー及しその子セドフはソヴィエト領内に歸つた場合には直ちに逮捕し聯邦最高裁判所軍事部の審理に附することが宣告されたのであつた。なほビヤタコフ以下十三名の銃殺は二月一日に執行されたと報せられて居る。

控訴狀によれば、ビヤタコフ以下の一味は、トロツキーの直接指導の下に並行本部を組織し反ソヴィエト陰謀を企てた。即ち彼等は後方攪亂、テロ行爲等の手段によつて外國の侵略を援助し、現政權を顛覆し、進んで資本主義を復活しようと計畫したもので、トロツキーは一九三五年十二月ラデックに宛てた手紙に於て沿海州及黑龍州を日本に、またウクライナをドイツに譲渡し、或はまた日本に樺太の石油を與へ、日米戰爭に際してこれを保障し、その他採金の利權を與へるのは已むを得ないであらうと云つており、またクニヤゼフはその目的のために列車顛覆の事故を起したのみならず、日本の情報

機關の手先となりHの直接指導によつて軍用列車の破壊、重要機密書類の供給に從事した事は被告自身の自白のみならずH發の二通の手紙及寫真によつて立證されて居り、またソコルニコフは外務人民委員代理の在職中に某國代表者との會談後、その代表者及大使館員が辭去するに際してこれを引留めて通譯等が立去つたのを好機として祕密會談を爲しトロツキーからその代表者某の本國政府に對して或種の提議をした旨を語つた事實があり、更にツトロク及クニヤゼフは日本の諜報者H、U等の手先となりウラル、ベルム、ザバイカル、ウスリ、シベリア諸鐵道の動員力に關する情報を日本の情報機關に提供し、一方合計十五回に亘る鐵道事故を起し、日本諜報機關から三萬五千ルーブルを受取つたといふ間諜行為並に黨政府要人特にモロトフの暗殺を計畫してゐたといふのが事件の内容である。

四 各國は如何に見たか

この並行本部事件の内容は頗る奇々怪々なもので就中日本人との關係の如きは全く事實無根の狂言に過ぎないが本事件に對するソヴィエト政府の遣り方に就ては各方面から種々な批評が行はれて居るのである。

先づイギリスの輿論を見るとタイムス紙は、一月二十六日の社説で「トロツキー派の反革命陰謀の真相は外部から窺ひ得ない。裁判は五ヶ月以前から開始され彼等の有罪は公開審理以前に既に決つて

ゐた。被告がテロ政策により政權を取る一方に日獨兩國軍の援助に對し領土割譲を約束したといふのは妙な陰謀ではないか。ラデック氏等が自分等に對する誹謗を甘受して處刑の手博をして居る如きは實に不可解だ。スターリン氏は己の築いた制度の存續に専心して居るらしく、蘇聯邦目下の對スペイン政策がトロツキー主義の排撃を目標として居るのに鑑み、國民の胸にトロツキー主義が復活するのを防ぎ、以て特に戰時に於ける結束を固めようとして居るやうだと批評し同レーニング・ボスト紙は「被告の自白は明らかに眞實ではない。これ等の自白はスターリン氏の個人的目的のためにのみ價値を有するに過ぎない。裁判の目的は國際的考慮から日獨兩國政府を攻撃するにあるか、或はまた國內的理由から犯罪を誇張しようとするには不明であるが、少數の十月革命生き残りの同志が殆ど抹殺されることに注目すれば充分だ」と述べ、二月一日のマンチエスター・ガーディアン紙は「蘇聯邦は經濟的には最も進歩した國の一つだが未だ文明國でないことは今回の公判で明瞭である」と辛辣な批評を下して居る。

またアメリカのヘラルド・トリビューン紙は二十四日の社説で「從來の裁判は國內の不平分子を對照としたが今回ラデック一味の裁判と前回のジノヴィエフ一味の裁判とは外國人を對照とし、トロツキー氏とドイツ祕密警察とを反革命陰謀に結びつけて信用を失墜させる魂膽に出て居る。更に次回ハーリン氏並にロム氏が公判に附される時にはハワイ、シンガポール、ジャワ等を日本政府に、イン

國際經濟報

行 號	東京・京橋・銀座西七ノ一 振替金日座東京八五〇〇番
「同盟の國內通信網及び世界的通信網の全機能を活用編輯せる經濟雑誌の權威！」	
◇内外政治經濟問題の調査並に解説	
◇世界主要諸市場の動き	
◇金融、為替、證券、商品その他諸相場及び統計	
資料の豊富、新鮮、正確さにおいて唯一無二を誇る經濟雑誌！	

同盟通信社

毎週木曜日發行 定價 一部廿五銭

〔近刊號主要目次〕

一月一日號(No.881)	軍備競争下の列國經濟の動向	一月廿一日號(No.883)	重工業發展の現状と將來性
一月十四日號(No.882)	擾亂支那に踊る(氏略傳) 一月十四日號(No.882)	序論—猶逸—佛國—英國—米國—伊國—ソ聯 國—世界經濟の回顧	重工業—燃料動力—化學工業
一月十五日號(No.883)	國際通貨—金融株式— 生糸人絹—棉花—小麦—砂糖—ゴム—金物—油脂—海運	△アメリカの健全財政復歸—張學良の立場	△アメリカの健全財政復歸
一月十六日號(No.884)	△輸入為替許可制の意義 △關稅改正とその影響 △昭和十一年貿易外收支△昭和十一年の國際貸借の概観△第八回汎米會議とその成績	圓為替の危機と物價奔騰 △日米綿布問題と紡業會商△羊毛毛糸相場の昂騰 △米國の勞働爭議とル政府の勞働政策	△日米綿布問題と紡業會商△羊毛毛糸相場の昂騰 △商品暴騰と事業界△昨年の對外貿易解剖△銀行合同の進捗とその意義△再燃せるフランの危機△第二ソ聯陰謀事件△宇垣大將から林大將へ

ドをイタリー政府に、アフリカをドイツ政府に割譲し、アメリカにファン・革命を起す陰謀が放送されたところで不思議はない」と皮肉り、二十五日のニューヨーク・タイムス紙は「ラデック氏一味の裁判は信ぜられぬことの連續である。殊に日獨兩國と共に蘇聯邦の領土を分割するとは一寸信せられない。兎に角今度の裁判の意味は吾々西洋人には理解出来ない」と論じ、同じくニューヨーク・サン紙は「世界革命をモットーとしてスターリン氏と離反したトロツキーが日獨兩國政府と共に謀するとも解せられない。若しトロツキーがスターリン氏を嫌ふ餘り半氣狂になつたとすれば、ラデック一味がその氣狂に身命を賭せんとするのは理解出来ない」と云つて居る。

事件の渦中に引き合ひに出されたドイツの各新聞は「蘇聯邦の常套手段である惡宣傳に過ぎない。日獨兩國政府に對して世界輿論の反感を唆らうとする苦肉の策であり、芝居である。從つて眞面目に取り上げまい」と一笑に附して居るが、その他ベルギーに於ても新聞は眞面目に取り扱つたものは少く代表的なアンデバンダンス紙は「被告が簡単に罪狀を自白したのは不可解である。革命家が一度成功すると彼等自身の間に虐殺を行ふのは常のことである。斯うした事實を見ればベルギー労働者も所謂『蘇聯邦の天國』には憧れないであらう」と冷かして居る程である。

報 **週**

號 八十 第

日七十月二年二十和昭

官報附錄

週報

所	申	定
内閣印刷局發賣掛	一部 一ヶ年(前金) 一圓四十錢 (城は三四四十錢)	五 錢
全國各地官報販賣所	一部 一ヶ年分未滿配送御希望の方は一 部五錢の割合を以て前金を添へ御 申込み下さい。	要不料送
東都書籍株式會社 （東京市千代田区外神田三番地） 最寄書店・驛賣店	（本音の大きさは國定規格A5判）	

官報附錄週報別刷

昭和十二年二月十日印刷發行

編輯者 情報委員會

印刷者 内閣印刷局

發行者 内閣印刷局

東京市千代田区大手町

内閣總理大臣官舍内

東京市千代田区永田町

昭和十二年十月一日第三種郵便物認可

昭和十二年二月十一日第三種郵便物認可

（毎週一回水曜日發行） 第十七號

（毎週一回水曜日發行）

（本音の大きさは國定規格A5判）

○文化勳章の制定

（賞勳局）

○ブラジル移民に就て

（國際時事解説）

○ヒトラー總統の

議會演說に對する反響

（外務省拓務局）